

熱海市開発行為等事務処理要領

目 次

開発行為等事務処理要領

(趣旨)	要領 1
(関係法令の略称)	要領 1
(開発行為予備審査)	要領 1
(開発行為の許可)	要領 2
(開発許可の技術的基準)	要領 4
(工事着手届等)	要領 4
(工程報告)	要領 4
(写真の整備)	要領 4
(工事の完了検査)	要領 4
(建築等の制限解除)	要領 6
(建築等の制限解除の基準)	要領 6
(安全上の措置に関する計画の承認)	要領 7
(工事廃止の届出)	要領 7
(開発行為の変更の許可等)	要領 8
(建ぺい率の指定)	要領 9
(建築等の許可)	要領 9
(地位の承継届)	要領 10
(地位の承継の承認)	要領 10
(開発登録簿の調製)	要領 11
(開発行為及び建築等に関する証明書)	要領 11
(各種申請書等の提出部数)	要領 12
設計図書等の作成要領(別表1)	要領 14
開発行為許可申請書等提出部数一覧表(別表2)	要領 19
要領様式内容	要領 20
申請書等添付書類一覧	要領 23
要領様式	

熱海市開発行為等事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第3章第1節に係る開発許可制度の事務処理に関し、関係法令及び関係通達等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(関係法令の略称)

第2 この要領において、都市計画法、同法施行令（昭和44年政令第158号）、同法施行規則（昭和44年建設省令第49号）及び熱海市都市計画法施行細則（平成18年熱海市規則第8号）を、それぞれ法、政令、省令及び細則という。

(開発行為予備審査)

第3 法第29条第1項又は第2項の許可を受けようとする者の利便を図るため、その者の依頼により、あらかじめ、次により開発行為予備審査（以下「予備審査」という。）を行うことができる。

(1) 開発行為予備審査依頼書（様式第1号）は、次に掲げる図書を添えて、熱海市長に提出するものとする。

ア 開発計画概要書（様式第2号）

イ 開発区域位置図（作成要領は別表1）

ウ 現況図（作成要領は別表1）

エ 土地利用計画図（作成要領は別表1）

オ 公図写し（作成要領は別表1）

カ 接続道路の概要及び改修計画書（必要に応じて現況交通量及び予想発生交通量等を示し、道路改修の必要性を検討すること。）

キ 流末水路の概要及び改修計画書（放流先河川の流下能力を示し、河川改修の要否について検討すること。）

ク 現況写真（手札判程度）

(2) 予備審査は、開発行為現地予備審査表（様式第3号）により、書類審査及び現地調査を行うものとする。

(3) 現地調査は、関係機関及び当該予備審査の依頼をした者の立会いの上で、次に定める事

項について調査するものとする。

ア 地域及び地区の確認

イ 開発区域に存在する歴史的・自然機能の役割

ウ 開発区域内及び周辺の崖くずれ及び出水の状況

エ 開発区域内の土地の地盤の状況

オ 開発計画により予測される各種公害の発生の有無

カ 開発計画の需要に対する既設の水道若しくはその他の給水施設の能力又は熱海市の給水計画に対する適合性

キ その他必要とされる公共施設の設置の見通し

ク 開発区域内の下水（汚水及び雨水）を適切に排出できる開発区域外の排水施設等の存在の有無及び放流先までの距離と対策

ケ 樹木の保存計画とその適否

コ 消防水利の存在の有無

サ 開発行為及び建築行為に必要な工事用重機等車両の進入路の有無及び安全性

シ 工事期間中に必要とされる防災対策

ス 開発行為及び建築行為をするに当たって必要とされる他の法令の許認可名及びその担当課

(4) 予備審査の結果に基づき他の法令との関連から特に重要と認められるものについては、関係機関との調整を図るものとする。

(5) 予備審査が終了したときは、開発行為予備審査表により決裁を受け、その結果を様式第4号により予備審査依頼者に通知するものとする。

また、この通知は、通知書に記載された通知の日から3年以内に開発行為の許可申請を行わない場合は、その効力を失うものとする。

(6) 開発行為の許可申請前において、法令等の改正があった場合は、必要に応じて再度予備審査を行うものとする。

(開発行為の許可)

第4 法第29条第1項又は第2項の許可は、次により行うものとする。

(1) 省令第16条の開発行為許可申請書（様式第5号）は、次に掲げる図書を添えて、熱海市長に提出するものとする。

- ア 申請者の住民票の写し（法人にあつては、法人の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。以下同じ。））
 - イ 予備審査結果通知に対する措置状況を示す書面
 - ウ 設計説明書（様式第6号）（主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為を除く。）
 - エ 公共施設の管理者の同意及び協議書（様式第7号及び様式第8号）
 - オ 開発区域内権利者一覧表（様式第9号）
 - カ 開発行為の施行等の同意書（様式第10号）（印鑑証明書を添付すること。）
 - キ 設計者の資格に関する申告書（様式第11号）（開発区域の面積が1ha以上のものに限る。）
 - ク 申請者の資力及び信用に関する申告書（様式第12号）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。）
 - ケ 資金計画書（様式第13号）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。）
 - コ 工事施行者の能力に関する申告書（様式第14号）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。）
 - サ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。以下同じ。）
 - シ 設計図書（作成要領は別表1）
- (2) 申請書の審査は、開発行為許可審査表（様式第15号）により行うものとし、特に重要と認められるものについては、関係機関と協議し意見書の提出を求めた上で、この旨審査表に記載しておくものとする。
- (3) 審査が終了したときは、開発行為許可審査表を添えて決裁を受け、様式第16号により当該申請をした者に許可の通知を行うものとする。
- この通知は、許可印を押した申請図書に添えて行うものとする。
- (4) 許可に際して法第79条の規定に基づき付す条件は、次に掲げる事項のうち必要なものとする。

- ア 開発許可の着手前に細則第3条の規定による届出を行うこと。
- イ 細則第5条の規定による標識の掲示を行うこと。
- ウ 防災施設に関する工事を先行させ、工事施工中の防災措置を十分行うこと。
- エ 第8により写真の整備を行うこと。
- オ 盛土の施工は、政令第28条第4号の規定を遵守すること。
- カ 擁壁は、基礎地盤の支持力等が設計条件を満足することを確認した上、施工すること。
- キ 切土又は掘削の結果、当該箇所の土質が地質調査等から想定したものと著しく異なる場合は、速やかに対策を講じること。
- ク 開発行為を廃止する場合は、細則第9条第2項の承認を受けた上、安全上の措置を講ずること。
- ケ 許可日から2年以内に工事に着手しない場合は、許可を取り消すことがあること。
- コ 公共施設の管理者へ帰属させることとなる土地については、工事完了までに当該土地の登記承諾書を公共施設の管理者に提出できるよう準備すること。
- サ その他都市計画法上必要と認められる事項

(開発許可の技術的基準)

第5 開発許可に係る技術的基準に関しては、法、政令及び省令で定めるもののほか、別に定める「静岡県開発行為等の手引き第4編技術基準関係（都市計画法による開発行為等の手引き（技術基準））」によるものとする。

(工事着手届等)

第6 細則第3条の規定による工事着手届（細則様式第1号）及び工程表（細則様式第2号）を、熱海市長に提出するものとする。

(工程報告)

第7 規則第4条の規定による報告は、報告書を熱海市長に提出するものとする。

(写真の整備)

第8 開発許可を受けた者（法第44条又は法第45条の規定による地位の承継があったときは、承継した者。以下「開発者」という。）が行う写真の整備は、別に定める「写真の整備について」によるものとする。

(工事の完了検査)

第9 法第36条の規定による検査等は、次により行うものとする。

(1) 省令第29条に規定する工事完了届出書（様式第19号）又は公共施設工事完了届出書（様式第20号）は、次に掲げる図書を添えて、熱海市長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上）

イ 許可に係る造成計画平面図

ウ 防災施設の出来形図（許可に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したもの。）

エ 擁壁の出来形図（許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの。）

オ 区画確定測量図（各区画の確定面積を明示したもの。）（宅地分譲に限る。）

カ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面（検査不要又は検査未実施の場合は、その理由を記載した書面を添付すること。）

キ 工事の施工状況が確認できる写真（第8により整備したもの。）

ク 実質工程表

ケ 品質管理表

コ 最終許可書の写し

(2) 完了検査は、関係機関及び開発者の立会いの上で、別に定める「開発行為に関する工事検査要領」により行うものとし、検査の結果を開発行為に関する工事の検査結果書（様式第21号）にとりまとめておくものとする。

(3) 検査の結果、開発者に手直工事等の指示をした場合における手直工事（指示事項）完了報告書（様式第22号）は、次に掲げる図書を添えて、熱海市長に提出するものとする。

ア 手直工事箇所の位置図（造成計画平面図を利用すること。）

イ 工事前及び工事完了後の写真

(4) 手直工事については、再検査を行うものとする。なお、写真で手直の内容が確認できる場合は、現場検査を省略できるものとする。

(5) 検査又は再検査の結果、開発行為に関する工事又は公共施設に関する工事が当該開発許可の内容に適合していると認めるときは、開発行為に関する工事の完了検査結果書を添えて決裁を受け、開発者に省令第30条に規定する開発行為に関する工事の検査済証（様式第24号）又は公共施設に関する工事の検査済証（様式第25号）を交付するものとする。

なお、検査済証の交付前に、公共施設の管理者となるべき者の検査状況及び公共施設の敷地の帰属手続の状況を確認するなど、的確に財産帰属がなされるよう留意するものとする。

る。

(6) 検査済証を交付したときは、遅滞なく工事が完了した旨を告示するものとする。

(建築等の制限解除)

第10 法第37条第1号の規定による制限の解除は、次により行うものとする。

(1) 細則第8条の開発区域内における建築等制限解除申請書（細則様式第6号）は、次に掲げる図書を添えて、熱海市長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上）

イ 許可に係る土地利用計画図

ウ 建築物等の位置図、配置図

エ 建築物等の平面図及び立面図（縮尺1/200以上）

オ 建築物等の用途、構造、規模（建築面積、延べ面積及び階数）及び棟数を示す書面

カ 防災施設の出来形図（許可に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したもの。）

キ 擁壁の出来形図（許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの。）

ク 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者若しくは管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面及び進捗状況を示す書面（検査不要又は検査未実施の場合は、その理由を記載した書面を添付すること。）

ケ 工事の施行状況が確認できる写真（第8により整備したもの。）

コ 建築工事工程表

サ 品質管理表

(2) 申請書の審査は、開発区域内における建築等制限解除審査表（様式第27号）により行うものとし、原則として現場の検査を行うものとする。この現場検査は、第9(2)、(3)及び(4)に準じ行うものとする。

(3) 審査が終了したときは、開発区域内における建築等制限解除審査表を添えて決裁を受け、様式第28号により当該申請をした者に解除の通知を行うものとする。

この通知は、許可印を押した申請図書を添えて、行うものとする。

(建築等の制限解除の基準)

第11 法第37条第1号の規定による制限の解除は、次に掲げる事項のいずれかに該当し、安全上支障がなく、かつ、開発行為が許可どおり行われる見通しのある場合に行うものとする。

なお、公共施設に関する工事が完了していないものについては、行わないものとする。
ただし、施行上等の理由によりやむを得ないもので、工事の進捗状況等により確実に完了すると認められるものはこの限りでない。

ア 住宅地造成等で、官公署、污水处理場その他の公益的施設を先行的に建築するもの。

イ 開発行為に関する工事と建築等の工事が重複し、建築等の工事に着手しないと開発行為に関する工事が完了しないもの。

ウ 開発行為に関する工事の完了前に建築等に着手しないと、工事に著しい手戻りを生ずるもの。

エ 収用対象事業の施行により移転又は除却するために必要となったもの。

オ 予定建築物の販売促進を目的とした仮設展示用の建築物を建築する場合で、次の基準を満たしているもの。

a 開発行為の完了検査までに除却するもの。

b 開発行為によって新設される給水及び排水施設を使用しないもの。

カ その他特に必要があると認められるもの。

なお、これらの基準により承認を受けても、申請の理由がオの場合を除き、当該開発行為に関する工事の検査済証の交付を受けるまでは、当該建築物などを使用することはできないものとする。

(安全上の措置に関する計画の承認)

第12 細則第9条第2項の規定による承認は、次により行うものとする。

(1) 細則第9条第2項の安全上の措置に関する計画書(細則様式第7号)は次に掲げる書類を添えて、熱海市長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上)

イ 開発行為に関する工事の施行状況を示す図面(工事に着手した場合に限る。)

ウ 安全上の措置に関する計画の内容を示す図面(工事に着手した場合に限る。)

エ 現況写真

オ その他(廃止に当たって指導した事項がある場合は、それを記載したもの。)

(工事廃止の届出)

第13 法第38条の規定による届出の受理は、次により行うものとする。

(1) 省令第32条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書(様式第30号)は、次

に掲げる図書を添えて、熱海市長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図（縮尺1／50，000以上）

イ 工事を廃止した土地の現況図（縮尺1／1，000以上（開発区域が20ha以上のものにあつては、縮尺1／3，000以上）とし、工事着手した場合には、工事着手した土地の範囲を明示すること。）

ウ 承認を受けた安全上の措置に関する計画等に基づく防災施設等の出来形図（承認を受けた防災施設構造図等に計画値と出来形を対照としたもの。）（工事に着手した場合に限る。）

エ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者若しくは管理者となるべき者の検査結果を示す書面及び進捗状況を示す書面（検査不要等の場合は、その理由を記載した書面を添付すること。）（工事に着手した場合に限る。）

オ 現況写真

カ 工事の施行状況が確認できる写真（第8により整備したもの。）（工事に着手した場合に限る。）

キ 品質管理表（工事に着手した場合に限る。）

(2) 開発行為に関する工事の廃止の届出の審査は、開発行為工事廃止届受理審査表（様式第31号）により行うものとし、工事に着手したものにあっては、細則第9条第2項の承認を受けた安全上の措置に関する計画（工事の廃止に伴う公共施設の機能回復措置及び防災措置等）に基づき現地の確認を行うものとする。この現地確認の要領は、第9(2)、(3)及び(4)に準ずるものとする。

(3) 審査が終了したときは、決裁を受け、様式第32号により当該届出をした者に受理の通知を行うものとする。

（開発行為の変更の許可等）

第14 法第35条の2第1項の許可等は、次により行うものとする。

(1) 法第35条の2第2項の申請書（細則様式第4号）は、次に掲げる図書を添えて、熱海市長に提出するものとする。

ア 変更しようとする理由を示す書面

イ 変更事項新旧対照表（変更事項について変更前と変更後を対照したもの。）

ウ 変更箇所が確認できる図書（作成要領は第4(1)に準ずる。）

エ 事前協議終了に係る通知の写し（(5)の事前の協議を行った場合に限る。）

(2) 申請書の審査は、開発行為変更許可審査表（様式第35号）により行うものとする。

(3) 審査が終了したときは、開発行為変更許可審査表を添えて決裁を受け、様式第36号により開発者に許可の通知を行うものとする。

この通知は、許可印を押した申請図書に添えて行うものとする。

(4) 細則第7条の開発行為変更届（細則様式第5号）は、熱海市長に提出するものとする。

(5) 法第30条第1項第3号の開発行為に関する設計の変更（省令第28条の4の軽微な変更を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものを除き、事前の協議を行うことにより認めることができる。この場合、工事完了届出書、公共施設工事完了届出書又は開発区域内における建築等制限解除申請書を受理する前までに、当該協議の内容についての変更許可手続きを行うものとする。

ア 擁壁に関して種類又は断面の変更等により、構造計算を行う必要があるもの。

イ 調整池に関して必要となる容量、放流口の位置若しくは断面又は余水吐の断面を変更するもの。

ウ 地盤改良に関して工法の追加又は変更を行うもの。

エ 公共施設の管理者又は管理をすることとなる者と変更の協議が必要なもの。

オ 開発区域の面積が20ha以上の開発行為について、政令第23条に定める者と変更の協議が必要なもの。

(6) (5)の事前の協議は、開発行為変更協議書（様式第34号の2）を、変更箇所が確認できる図書（作成要領は第4(1)に準ずる。）を添えて、熱海市長に提出するものとする。

なお、協議が終了したときは、様式第34号の3により開発者に通知を行うものとする。

（建ぺい率等の指定）

第15 法第41条第1項の制限は、静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課に合議の上、定めるものとする。

（建築等の許可）

第16 法第41条第2項ただし書、法第42条第1項ただし書及び法第43条第1項の規定による許可は、次により行うものとする。

(1) 細則第10条の許可申請書（細則様式第8号）は、次に掲げる図書を添えて、熱海市長に提出するものとする。

- ア 開発区域位置図（縮尺1／50，000以上）
 - イ 許可に係る土地利用計画図
 - ウ 建築物等の位置図及び配置図（縮尺1／500以上）
 - エ 建築物等の平面図及び立面図（縮尺1／250以上）
 - オ 建築物等の用途、規模（建築面積、延べ面積及び階数）、構造及び棟数を示す書面
- (2) 細則第11条の許可申請書（細則様式第9号）は、前項アからオに掲げる図書を添えて、熱海市長に提出するものとする。

- (3) 審査が終了したときは、決裁を受け、法第41条第2項ただし書及び法第42条第1項ただし書の規定による許可は様式第41号により、当該申請をした者に許可の通知を行うものとする。

（地位の承継届）

- 第17 細則第12条の地位の承継届（細則様式第10号）は、戸籍謄本（法人にあっては、法人の登記事項証明書）及びその他承継を証する書面を添えて、熱海市長に提出するものとする。

（地位の承継の承認）

- 第18 法第45条の承認は、次により行うものとする。

- (1) 細則第13条の地位の承継の承認申請書（細則様式第11号）は、次に掲げる図書を添えて、熱海市長に提出するものとする。

ア 申請者の住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書）

イ 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権限を取得したことを証する書面

ウ 申請者の資力及び信用に関する申告書（様式第12号）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。）

エ 資金計画書（様式第13号）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。）

オ 工事の施行状況を示す書面

- (2) 審査が終了したときは、決裁を受け、様式第45号により当該申請をした者に承認の通

知をするものとする。

なお、事業廃止を前提とした地位の承継の申請に対しては、あらかじめ現地を調査し、第12に定める工事の廃止に伴い必要となる安全上の措置（公共施設の機能の回復や防災上必要な措置等）が必要と認められる場合には、当該申請をした者が当該措置を施行する意思を有していることを書面により確認するものとする。

（開発登録簿の調製）

第19 法第46条の規定による開発登録簿の調製及び保管並びに法第47条第5項の規定による写しの交付は、次により行うものとする。

- (1) 開発登録簿の調製は、開発許可したときに、開発登録簿（様式第46号）に位置図及び土地利用計画平面図を添えて行うものとする。
- (2) 法第35条の2の規定による変更許可若しくは変更届又は法第81条第1項の規定による処分により法第47条第1項各号に掲げる事項について変動を生じたときは開発登録簿に必要な修正を加えるものとする。また、検査済証を交付したとき、法第41条第2項ただし書若しくは法第42条第1項ただし書の規定による許可があったとき、又は同条第2項の協議が成立したときは、開発登録簿にその旨を附記するものとする。
- (3) 法第38条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、開発登録簿を閉鎖するものとする。
- (4) 開発登録簿の閲覧に関しては、規則第15条から第17条までの規定によるものとする。
- (5) 細則第18条の開発登録簿謄本交付申請書（細則様式第12号）が提出され、開発登録簿の写しを交付する際には、当該写しが開発登録簿の真正な写しであることを証する旨を附記し、市長印等公印を押すものとする。

（開発行為及び建築等に関する証明書）

第20 省令第60条の書面の交付は、次により行うものとする。

- (1) 細則第19条の証明申請書（細則様式第13号）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる図書を添えて、熱海市長に提出するものとする。

区 分		図 書
ア 法第29条第1項又は第2項の規定に適合していることの証明	a 許可の内容に適合していることの証明（bの場合を除く。）	1 当該許可に係る許可書の写し 2 位置図 3 公図写し 4 建築物等の配置図 5 建築物等の平面図

	b 許可の内容に適合していることの証明（宅地の分譲であって、開発者が一括して証明を求める場合。）	1 当該許可に係る許可書の写し 2 位置図 3 公図写し 4 区画確定測量図 5 開発行為に関する工事の検査済証の写し
	c 許可不要であることの証明	1 位置図 2 公図写し 3 建築物等の配置図 4 建築物等の平面図 5 法第29条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する理由を示す書面（関係機関の発行する証明書（同条第1項第2号又は第2項第1号に規定する農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為にあつては、農林漁業を営む者であることの証明書（様式第48号を参照すること。）等を含む。））
イ その他（法第35条の2第1項、法第41条第2項又は法第42条の規定に適合していることの証明）	a 許可の内容に適合していることの証明	1 当該許可に係る許可書の写し 2 位置図 3 公図写し 4 建築物等の配置図 5 建築物等の平面図
	b 許可不要であることの証明	1 位置図 2 公図写し 3 建築物等の配置図 4 建築物等の平面図 5 その他市長が必要と認める図書

(参考例) 新旧対照表

	用途	構造	敷地面積	建築面積	延べ床面積	建ぺい率	容積率
新		造 階建	m ²	m ²	m ²	%	%
旧		造 階建		m ²	m ²	%	%
倍率	—	—	—			—	—

(2) 審査が終了したときは、決裁を受け、細則様式第13号により当該申請をした者に証明書を交付するものとする。

(各種申請書等の提出部数)

第21 この要領に定めるところによる申請書等の提出部数は、別表2に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際現に静岡県開発事務処理要領の規定及び様式に基づいて提出されている申請書又は届出書は、この要領の相当する規定及び様式に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成23年7月1日から実施する。
- 2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて提出された申請書等とみなす。

別表 1

設計図書等の作成要領

番号	図書の名称	縮 尺	明示すべき事項	備 考
1	開発区域 位置図	1/50,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 地形 ・ 開発区域の位置 ・ 開発区域周辺の主要な道路及び交通機関の位置及び名称 ・ 放流先河川の位置及び名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土地理院の地形図を準備すること。
2	現況図	1/3,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 開発区域の境界 ・ 標高差を示す等高線（2 mの標高差を示すものであること。） ・ 植生区分 ・ 建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状 ・ 開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他の公共施設並びに官公署、文教施設その他の公益的施設の位置及び形状 ・ 道路の幅員、道路交点の地盤高、河川又は水路の幅員 ・ 政令第28条の2第1号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 ・ 政令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の位置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ha 以上のもののみ ・ 1 ha 以上のもののみ
3	公図写	公図どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 開発区域の境界 ・ 市の区域内の町又は字の境界 ・ 土地の地番及び形状 ・ 開発区域外で開発行為に関する工事を行う土地の位置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発区域周辺も適宜表示すること。 ・ 公共用地は次によりうすく着色すること。 公道＝赤 水路＝青 堤塘敷＝うす黒
4	開発区域 区域図	1/3,000 以上	開発区域並びにその区域を明らかに表示するために必要な範囲内において、都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界並びに土地の地番及び形状を表示したもの	
5	土地利用 計画図	1/1,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 開発区域及び工区の境界 	

			<ul style="list-style-type: none"> ・主要構造物の標高 ・公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへの位置 ・開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員 ・表面水の流れ方向 ・排水施設の位置、形状及び水の流れる方向 ・都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 ・消防水利の位置及び形状 ・調整池の位置及び形状、調整容量（多目的利用の場合にあつては、専用部分と多目的利用部分の区分） ・河川その他の公共施設の位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び面積 ・敷地に係る予定建築物等の用途、規模、構造 ・公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積 ・樹木又は樹木の集団の位置 ・緩衝帯の位置、形状及び幅員 ・法面（崖を含む）の位置及び形状、勾配 ・擁壁の位置及び種類 	
6	造成計画 平面図	1/1,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・開発区域及び工区の境界 ・標高差を示す等高線 ・切土又は盛土をする土地の部分 ・擁壁の位置、種類及び高さ ・法面（崖を含む。）の位置、形状及び勾配 ・道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高 ・調整池の位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ・造成計画断面図、崖の断面図及び擁壁の断面図に表示する断面の位置 	<ul style="list-style-type: none"> ・等高線は細線で表示すること。 ・切土又は盛土をする土地の部分は次により着色すること。 切土＝黄 盛土＝赤 ・切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。

7	造成計画 断面図	1/1,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域及び工区の境界 ・切土又は盛土をする前後の地盤面 ・計画地盤高 	<ul style="list-style-type: none"> ・切土又は盛土をする土地の部分は次により着色すること。 切土＝黄 盛土＝赤
8	排水施設 計画平面図	1/600 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域及び工区の境界 ・排水区域の区域界 ・調整池の位置及び形状 ・都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称 ・道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類 ・排水管の勾配及び管径 ・人孔の位置及び人孔間距離 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先河川又は水路の名称、位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ・道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 ・法面(崖を含む)又は擁壁の位置及び形状 	
9	給水施設 計画平面図	1/600 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域及び工区の境界 ・給水施設の位置、形状、内法寸法 ・取水方法 ・消火栓の位置 ・予定建築物等の敷地の形状 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為を除く。
10	崖の断面図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ） ・切土又は盛土をする前後の地盤面 ・小段の位置及び幅 ・石張、張芝、モルタルの吹付け等の崖面の保護の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・切土をした土地の部分に生ずる高さ2mを超える崖、盛土をした土地の部分に生ずる高さ1mを超える崖、切土・盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さ2mを超える崖及び自然崖について作成すること。

				<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁でおおわれる崖面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。
1 1	擁壁の断面図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の寸法、勾配並びに材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法 ・鉄筋の位置及び径 ・水抜き穴の材料、寸法及び位置 	<ul style="list-style-type: none"> ・配筋図を含む
1 2	求積図	1/1,000 以上ただし、開発面積が 20 ha 以上のものは 1/3,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の面積 	
1 3	防災工事計画平面図	1/1,000 以上ただし、開発面積が 20 ha 以上のものは 1/3,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・開発区域及び工区の境界 ・標高差を示す等高線 ・計画道路線 ・防災施設の位置、形状、寸法及び種類 ・段切位置 ・表土除去位置 ・ヘドロ除去位置、除去深さ ・工事中の雨水排水経路 ・防災施設の設置時期及び機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発地が山地で大規模な開発の場合に作成すること
1 4	防災施設構造図	1/100 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・調整池、砂防ダムその他の防災施設の構造 	
1 5	構造計算書		<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁その他の構造物の構造計算 	
1 6	安定計算書		<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁で保護しない崖の安定計算等 	
1 7	水理計算書		<ul style="list-style-type: none"> ・放流先河川又は水路の流下能力 ・開発区域内排水施設の排水能力 ・調整池の容量、放流口及び余水吐の断面等 	
1 8	土地調査書及び地盤改良計画図書		<ul style="list-style-type: none"> ・土質の状況 ・地盤改良の計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤等を含む場合に添付すること

19	その他市長が必要と認める図書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設新旧対照図 ・ 法第32条同意・協議書の内容が、現況図、公図写及び土地利用計画図によって容易に把握されない場合には添付すること。 ・ 道路縦断面図、道路横断面図、道路断面構造図、排水施設構造図、公園計画平面図等 ・ 法第32条協議の結果、市等に移管されないこととされた場合又は同協議が成立しなかった場合には添付すること。 ・ その他審査上特に必要と認める図書 	
----	----------------	--	---	--

注意事項

- 1 申請図書はA4判に製本すること。
- 2 設計図書には設計者が記名押印又は署名すること。
- 3 設計図書のうち併記可能なものは、別葉としなくてもよい（この場合には、2種類程度を限度とする。）。逆に、一葉の図面に明示すべき事項全てを表記することが困難である場合には、別葉としてもよい。
- 4 上表に掲げる縮尺によることが不適當である場合は、適切な縮尺で作成すること。
- 5 設計図書に用いる凡例は、付表に掲げるところによることとし、用いた凡例を各図面に表示すること。

別表 2

開発行為許可申請書等提出部数一覧表

番号	申請等の種類	提出部数		備考 (要領)
		正	副	
1	開発行為予備審査依頼書	1	1	第3
2	開発行為許可申請書	1	1	第4
3	工事着手届	1	—	第6
4	工程報告書	1	—	第7
5	工事完了届書・公共施設工事完了届出書	1	—	第9
6	手直工事（指示事項）完了報告書	1	—	
7	開発区域内における建築等制限解除申請書	1	1	第10
8	安全上の措置に関する計画書	1	1	第12
9	開発行為に関する工事の廃止の届出書	1	—	第13
10	開発行為変更許可申請書	1	1	第14
11	開発行為変更届	1	—	
11-2	開発行為変更協議書	1	1	
12	制限区域内における建築の許可申請書	1	1	第16
13	予定建築物等以外の建築等の許可申請書	1	1	
14	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可申請書	1	1	
15	地位の承継届	1	—	第17
16	地位の承継の承認申請書	1	1	第18
17	都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書	1	1	第20

要領様式内容

様式番号	名 称	様式を定める根拠規定
第 1 号	開発行為予備審査依頼書	
第 2 号	開発計画概要書	
第 3 号	開発行為現地予備審査表	
第 4 号	開発行為予備審査の結果について（通知）	
第 5 号	開発行為許可申請書	省令別記様式第 2
第 6 号	設計説明書	
第 7 号	都市計画法第 3 2 条の規定に基づく同意	
第 8 号	新設する公共施設一覧表	
第 9 号	開発区域内権利者一覧表	
第 1 0 号	開発行為の施行等の同意書	
第 1 1 号	設計者の資格に関する申告書	
第 1 2 号	申請者の資力及び信用に関する申告書	
第 1 3 号	資金計画書	省令別記様式第 3
第 1 4 号	工事施行者の能力に関する申告書	
第 1 5 号	開発行為許可審査表	
第 1 6 号	都市計画法第 2 9 条の開発行為について（許可）	
第 1 7 号	（削除）	
第 1 8 号	（削除）	
第 1 9 号	工事完了届出書	省令別記様式第 4
第 2 0 号	公共施設工事完了届出書	省令別記様式第 5
第 2 1 号	開発行為に関する工事の完了検査結果書	
第 2 2 号	手直工事（指示事項）完了報告書	
第 2 3 号	（削除）	
第 2 4 号	開発行為に関する工事の検査済証	省令別記様式第 6
第 2 5 号	公共施設に関する工事の検査済証	省令別記様式第 7
第 2 6 号	（削除）	
第 2 7 号	開発区域内における建築等制限解除審査表	

様式番号	名 称	様式を定める根拠規定
第28号	開発区域内における建築等の制限解除について	
第29号	(削除)	
第30号	開発行為に関する工事の廃止の届出書	省令別記様式第8
第31号	開発行為工事廃止届受理審査表	
第32号	開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理について	
第33号	(削除)	
第34号	(削除)	
第34号の2	開発行為変更協議書	
第34号の3	開発行為の設計の変更に関する協議について (通知)	
第35号	開発行為変更許可審査表	
第36号	開発行為の変更について (許可)	
第37号	(削除)	
第38号	(削除)	
第39号	(削除)	
第40号	(削除)	
第41号	開発区域内における建築等の許可について	
第42号	(削除)	
第43号	(削除)	
第44号	(削除)	
第45号	地位の承継の承認について	
第46号	開発登録簿	
第47号	(削除)	
第48号	農林漁業を営む者であることの証明書	
細則第1号	工事着手届	
細則第2号	工程表	
細則第3号	開発行為許可標識 (様式は熱海市都市計画法施行細則を参照)	細則第5条
細則第4号	開発行為変更許可申請書	
細則第5号	開発行為変更届	

様式番号	名 称	様式を定める根拠規定
細則第 6 号	開発区域内における建築等制限解除申請書	
細則第 7 号	安全上の措置に関する計画書	
細則第 8 号	制限区域内における建築の許可申請書	
細則第 9 号	予定建築物等以外の建築等の許可申請書	
細則第 10 号	地位の承継届	
細則第 11 号	地位の承継の承認について	
細則第 12 号	開発登録簿謄本交付申請書	
細則第 13 号	都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書	

申請書等添付書類一覧

区 分	添 付 図 書
1 開発行為予備審査依頼書 (様式第1号)	ア 開発計画概要書 (様式第2号) イ 開発区域位置図 (作成要領は別表1) ウ 現況図 (作成要領は別表1) エ 土地利用計画図 (作成要領は別表1) オ 公図写し (作成要領は別表1) カ 接続道路の概要及び改修計画 (必要に応じて現況交通量及び予想発生交通量等を示し、道路改修の必要性を検討すること。) キ 流末水路の概要及び改修計画書 (放流先河川の流下能力を示し、河川改修の要否について検討すること。) ク 現況写真 (手札判程度)
2 開発行為許可申請書 (様式第5号)	ア 申請者の住民票の写し (法人にあっては、法人の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。)) イ 予備審査結果通知に対する措置状況を示す書面 (予備審査を行ったものに限る。) ウ 設計説明書 (様式第6号) (自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為を除く。) エ 公共施設の管理者の同意及び協議書 (様式第7号及び第8号) オ 開発区域内権利者一覧表 (様式第9号) カ 開発行為の施行等の同意書 (様式第10号) (印鑑証明を添付すること。) キ 設計者の資格に関する申告書 (様式第11号) (開発区域の面積が1ha以上のものに限る。) ク 申請者の資力信用に関する申告書 (様式第12号) (自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発行為の面積が1ha未満の開発行為を除く。) ケ 資金計画書 (様式第13号) (自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発行為の面積が1ha未満の開発行為を除く。) コ 工事施行者の能力に関する申告書 (様式第14号) (自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発行為の面積が1ha未満の開発行為を除く。) サ 土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。) シ 設計図書 (作成要領は別表1) ①開発区域位置図 ②現況図 ③公図写 ④開発区域区域図 ⑤土地利用計画図 ⑥造成計画平面図 ⑦造成計画断面図 ⑧排水施設計画平面図 ⑨給水施設計画平面図 ⑩崖の断面図 ⑪擁壁の断面図 ⑫求積図 ⑬防災工事計画平面図 ⑭防災施設構造図 ⑮構造計算書 ⑯安定計算書 ⑰水理計算書 ⑱土地調査書及び地盤改良計画図書 ⑲その他市長が必要と認める図書

3	工事着手届（細則様式第1号）	工程表（細則様式第2号）
4	工程報告書	
5	工事完了届出書（様式第19号） 公共施設工事完了届出書（様式第20号）	<p>ア 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上）</p> <p>イ 許可に係る造成計画平面図</p> <p>ウ 防災施設の出来形図（許可に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したもの。）</p> <p>エ 擁壁の出来形図（許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの。）</p> <p>オ 区画確定測量図（各区画の確定面積を明示したもの）（宅地分譲に限る。）</p> <p>カ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面（検査不要又は検査未実施の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。）</p> <p>キ 工事の施行状況が確認できる写真（第8により整備したもの。）</p> <p>ク 実質工程表</p> <p>ケ 品質管理表</p> <p>コ 最終許可書の写し</p>
6	手直工事（指示事項）完了報告書（様式第22号）	<p>ア 手直工事箇所の位置図（造成計画平面図を利用すること。）</p> <p>イ 工事前及び工事完了後の写真</p>
7	開発区域内における建築等制限解除申請書（細則様式第6号）	<p>ア 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上）</p> <p>イ 許可に係る土地利用計画図</p> <p>ウ 建築物等の位置図、配置図</p> <p>エ 建築物等の平面図及び立面図（縮尺1/200以上）</p> <p>オ 建築物等の用途、構造、規模（建築面積、延べ面積及び階数）及び棟数を示す書面</p> <p>カ 防災施設の出来形図（許可に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したもの。）</p> <p>キ 擁壁の出来形図（許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの。）</p> <p>ク 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面（検査不要又は検査未実施の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。）</p> <p>ケ 工事の施行状況が確認できる写真（第8により整備したもの。）</p> <p>コ 建築工事工程表</p> <p>サ 品質管理表</p>
8	安全上の措置に関する計画書（細則様式第7号）	<p>ア 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上）</p> <p>イ 開発行為に関する工事の施行状況を示す図面（工事に着手した場合に限る。）</p> <p>ウ 安全上の措置に関する計画の内容を示す図面（工事に着手した場合に限る。）</p>

		エ 現況写真 オ その他（廃止に当たって指導した事項がある場合は、それを記載したもの。）
9	開発行為に関する工事の廃止の届出書（様式第30号）	ア 開発区域位置図（縮尺 1/50,000 以上） イ 工事を廃止した土地の現況図（縮尺は 1/1,000 以上（開発区域の面積が、20ha 以上のものにあつては、縮尺 1/3,000 以上）とし、工事に着手した場合にあつては、工事に着手した土地の範囲を明示すること。） ウ 承認を受けた安全上の措置に関する計画書に基づく防災施設等の出来形図（承認を受けた防災施設構造図等に設計値と出来形を対照したもの。）（工事に着手した場合に限る。） エ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面（検査不要等の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。）（工事に着手した場合に限る。） オ 現況写真 カ 工事の施行状況が確認できる書面（第8により整備したもの。）（工事に着手した場合に限る。） キ 品質管理表（工事に着手した場合に限る。）
10	開発行為変更許可申請書（細則様式第4号）	ア 変更しようとする理由を示す書面 イ 変更事項新旧対照表（変更事項について変更前と変更後を対照したもの。） ウ 変更箇所が確認できる図書（作成要領は第4(1)に準ずる。） エ 事前協議終了に係る通知の写し（第14(5)の事前の協議を行った場合に限る。）
11	開発行為変更届（細則様式第5号）	
11-2	開発行為変更協議書（様式第34号の2）	変更箇所が確認できる図書（作成要領は第4(1)に準ずる。）
12	制限地域内における建築の許可申請書（細則様式第8号）	ア 開発区域位置図（縮尺 1/50,000 以上） イ 許可に係る土地利用計画平面図 ウ 建築物等の位置図及び配置図（縮尺 1/500 以上） エ 建築物等の平面図及び立面図（縮尺 1/250 以上） オ 建築物等の用途、規模（建築面積、延べ面積及び階数）、構造及び棟数を示す書面
13	予定建築物等以外の建築等の許可申請書（細則様式第9号）	ア 本表第12項のアからオに掲げる図書
14	地位の承継届（細則様式第10号）	ア 戸籍謄本（法人にあつては、法人の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）及びその他承継を証する書面）

15	地位の承継の承認申請書 (細則様式第11号)	ア 申請者の住民票の写し (法人にあつては、法人の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。)) イ 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権限を取得したことを証する書面 ウ 申請者の資力信用に関する申告書 (様式第12号) (自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。) エ 資金計画書 (様式第13号) (自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為を除く。) オ 工事の施行状況を示す書面
----	---------------------------	--

開発行為予備審査依頼書

年 月 日

熱海市長 あて

開発者 住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$ 印

電話番号

$\left[\begin{array}{l} \text{氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）} \\ \text{を自署する場合は、押印は不要であること。} \end{array} \right]$

下記のとおり開発行為を行いたいので、開発行為等事務処理要領第 3 の規定により予備審査を依頼します。

記

- 1 開発行為をしようとする場所
- 2 区域区分 区域区分を定めない都市計画区域
- 3 用途地域
- 4 面積 m^2
- 5 目的
- 6 予定建築物等

開 発 計 画 概 要 書

開発区域の地名地番							
地 目	地目区分	宅地	農地	山林	公共用地	その他	合計
	面積(実測の別 公簿)						
	比率						
権利等				地盤の状況			
申請予定者 住所 氏名	電話			工事施行者 住所 氏名	電話		
				設計者 住所 氏名			
開発行為の 目的				予定建築物 等の用途			
設計の方針							
開 発 区 域	法令等の名称	区域区分等	有無の別及び面積		備考		
	都市計画法	区域区分を定めない 都市計画区域	有 (m ²) 無		用途地域 ()		
		都市計画施設	有 (m ²) 無		種類 ()		
	建築基準法	災害危険区域	有 (m ²) 無				
	地すべり等防止法	地滑り防止区域	有 (m ²) 無				
	急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律	急傾斜崩落危険区域	有 (m ²) 無				
	砂防法	砂防指定地	有 (m ²) 無				
	土砂災害警戒区域等に おける土砂災害防止対 策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒 区	有 (m ²) 無				
		土砂災害警戒区域	有 (m ²) 無				
河川法	河川区域	有 (m ²) 無					
海岸法	海岸保全区域	有 (m ²) 無					

法の 規制 状況	宅地造成等規制法	宅地造成工事 規制区域	有 (m ²) 無				
	農地法	農地・採草牧草地	有 (m ²) 無				
	農業の振興地域の整備 に関する法律	農用地区域	有 (m ²) 無				
	森 林 法	保 安 林	有 (m ²) 無				
		保安施設地区	有 (m ²) 無				
		地域森林計画 対象民有林	有 (m ²) 無				
	自 然 公 園 法	特 別 地 域	有 (m ²) 無	地区区分 ()			
		普 通 地 域	有 (m ²) 無				
	自然環境保全法	自然環境保全地域	有 (m ²) 無	地区区分 ()			
鳥獣保護及狩猟ニ 関スル法律	特別保護地区	有 (m ²) 無					
文化財保護法	周知の埋蔵文化財 包蔵地	有 (m ²) 無	遺跡等の名称 ()				
静岡県風致地区条例	風 致 地 区	有 (m ²) 無	地区区分 ()				
接 続 道 路	道路の名称		排 水 先	河川等の名称			
	管 理 者			管 理 者			
	道路幅員			整備状況			
	整備状況			放流の承認			
土 地 利 用 計 画	利用区分	営業用地 (自己用地も含む)	公共のように供する土地			その他	合 計
	面積		道路用地	公園用地	排水施設用地		
	比率						
区 画	区画の内訳 (分譲住宅用地のみ記載)		165~200m ² 未満		200m ² 以上	合 計	
	区 画 数						
熱海市まちづくり条例による協議の状況							
予 定 工 期	着 手	年 月 日			完 了	年 月 日	

様式第3号（要領第3関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

開発行為現地予備審査表（1）

部長	課長	室長	副室長	係員	公印欄		
受付日				起案			
現地調査日				決裁			
開発行為予備審査をしたところ、概要は次のとおりであるので、別案のとおり通知する。							
開発者氏名							
開発行為地							
面積	地目区分	宅地	農地	山林	公共用地	その他	計
	公簿						m ²
	実測						m ²
目的				予定建築物等			
権利等							
地区の状況			指示（特記）事項				
開発区域の自然環境の変化の有無							
各種指定、地域、地区との適合							
開発区域内及び周辺の崖くずれ及び出水の状況							
開発行為により予測される各種公害発生の有無及び対策							
給水計画 （給水の方法、能力等）							
排水計画 （排水の方法、放流先等）							

開発行為現地予備審査表（２）

地 区 の 状 況	指 示 （特 記） 事 項
樹木の保存計画（現況植生）	
消防水利の有無方法等	
工事車両等の進入路の有無及び安全対策	
工事に伴う防災対策	
地 盤 の 現 況 等 （ 軟 弱 地 盤 対 策 等 ）	
接 続 道 路	
公共施設の有無及び管理者	
都 市 計 画 施 設	
そ の 他	
開発行為をするにあたって必要とされる他の法令等の許認可名及びその担当課名	

第 号
年 月 日

様

熱海市長 印

開発行為予備審査の結果について（通知）

平成 年 月 日付けで提出があった開発行為予備審査依頼書について、内容を審査したところ、調整又は検討を要する事項は下記のとおりです。

なお、開発許可申請は下記事項について対応した後に行ってください。

記

この通知書に記載の通知日から3年以内に開発行為許可申請を提出されない場合、又は開発行為許可申請の提出前に関係法令の改正があった場合、この通知は効力を失います。

開発行為許可申請書

<p>都市計画法第29条第1項（第2項）の規定により開発行為の許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>熱海市長 　　　　　あて</p> <p>許可申請者</p> <p style="margin-left: 40px;">住所 } 法人にあっては、その主たる事務所の所在地</p> <p style="margin-left: 40px;">氏名 } 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 印</p> <p style="margin-left: 40px;">電話番号</p> <p style="margin-left: 20px;">{ 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p style="margin-left: 20px;">} 自署する場合は、押印は不要であること。</p>	<p>※手数料欄</p> <p>注 手数料は熱海市手数料徴収条例を参照のこと。</p>		
開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる地域の名称	
	2	開発区域の面積	平方メートル
	3	予定建築物等の用途	
	4	工事施行者住所氏名	
	5	工事着手予定年月日	年 月 日
	6	工事完了予定年月日	年 月 日
	7	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8	その他必要な事項	
※ 受付番号			
※ 許可に附した条件			
※ 許可番号		年 月 日	第 号

- 備考
- 1 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要になります。
 - 2 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 3 その他必要な事項の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
 - 4 「工事着手予定年月日」の欄には、「許可の日から」、又は「許可の日から何ヶ月」等と記入すること。
 - 5 「工事完了予定年月日」の欄には、「工事着手後何ヶ月」等と記入すること。
 - 6 申請書に関する連絡先を欄外に記載すること。

設 計 説 明 書

1 設計の方針

(1) 開発の目的

(2) 基本方針

2 開発区域内の土地の現況

(1) 地域地区等

区域区分	用途地域の種類		その他の地域地区の種類	
区域区分の非設定				
宅地造成工事 規制区域	災害危険区域	地すべり防止 区域	急傾斜地崩壊 危険区域	土砂災害特別 警戒区域
<input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外				

(2) 地目別の内訳

地目区分	宅地	農地	山林	公共用地	その他	合計
面積						
比率						

(3) 計画地の現状

地層 地質 の概要	
-----------------	--

河川	○○○流域 面積 ha 全体面積の %	放流先	(例) <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">○○調整地 ↓ (普) ○○川</td> <td style="text-align: center;">○○調整地 ↓ (普) ○○川</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↘</td> <td style="text-align: center;">↙</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(二) ○ ○ 川</td> <td style="text-align: center;">(二) ○ ○ 川</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(二) ○ ○ 川</td> <td style="text-align: center;">(二) ○ ○ 川</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">海</td> <td style="text-align: center;">海</td> </tr> </table>	○○調整地 ↓ (普) ○○川	○○調整地 ↓ (普) ○○川	↘	↙	(二) ○ ○ 川	(二) ○ ○ 川	↓	↓	(二) ○ ○ 川	(二) ○ ○ 川	↓	↓	海	海
		○○調整地 ↓ (普) ○○川		○○調整地 ↓ (普) ○○川													
↘	↙																
(二) ○ ○ 川	(二) ○ ○ 川																
↓	↓																
(二) ○ ○ 川	(二) ○ ○ 川																
↓	↓																
海	海																
流末経路	河川法上の 河川又は海																
計画地 への交 通路	取付ける 認定道路	道 道	線 (W= m) 線 (W= m)														
	進入路区間	W= m L= m	現況地目														

- (注) 1 「流末経路」の欄には、放流先から最終の流末河川までを系統ごとに記入すること。また河川の級種別も記入すること。
- 2 「取付ける認定道路」の欄には、開発区域内の道路が接続する開発区域外の道路又は開発区域内の予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。なお、当該道路を拡幅する場合には、現況幅員及び拡幅後の幅員をそれぞれ記載すること。
- 3 「進入路区間」の欄には、開発区域内の道路と開発区域外の道路を接続するために設置する道路の区間について記載すること。

3 土地利用計画

土地利用 区分	宅地用地	公共施設用地		その他の 用地	計
		道路	水路		
面積					
比率					

4 開発率

施行区域の面積に対する現地形又は現植生を変更する土地の面積の割合を記入すること。

$$\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \times 100 = \text{\%}$$

5 住区街区の設定計画

街 区 数		最小区画面積		予定建築物	区 画 数
最大街区数		最大区画面積			
街区最長辺長		平均区画面積			

6 個別計画の明細

- (1) 防災計画
- (2) 排水計画
- (3) 給水計画
- (4) 造成計画
- (5) その他の施設整備計画

7 公共施設の整備計画

- (1) 道路
- (2) 上水道
- (3) 下水道（処理場を含む）
- (4) 公園
- (5) 河川・水路
- (6) 消防水利施設

区 分	道路用地	公園用地	排水施設 用 地	その他の 用 地	合 計
面 積					
比 率					

8 公益的施設の配置計画

名 称					
敷地面積					
管 理 者					
整備計画 建設時期等					

9 環境保全の計画

1 0 工事中の災害防止対策

1 1 完成後の施設管理計画等

注 1 設計の方針には開発の目的と計画上周辺地との関連や計画の設計に際し、特に留意した事項等を記入にしてください。

注 2 公益的施設の配置計画には、都市計画法第 29 条第 3 号及び都市計画法施行令第 27 条の公益的施設について記入してください。

注 3 設計変更する場合は、変更事項についてのみ原設計を上段に朱書で併記してください。

第 号
年 月 日

様

国土交通省所管国有財産部局長
又は公共施設の管理者



都市計画法第32条の規定に基づく同意

年 月 日付けによる申請については下記のとおり同意します。

記

1 従前の公共施設一覧表（付替をしない場合）

別紙(1)のとおり。

2 付替えに係る公共施設一覧表（付替をした場合）

別紙(2)のとおり。

3 その他（条件等）

- (注)
- 1 別紙には、付替をした場合と、付替しない場合のいずれか一つを添付すること。
 - 2 その他条件等があれば具体的内容を示すこと。
 - 3 開発許可申請のときに添付すること。

別紙 (1)

従前の公共施設一覧表 (付替道路、水路を設置しない場合)

従前の公共施設 の名称	新旧対照 図に付し た番号	廃止、付 替え、拡 幅等の別	概 要			管理者 名称	所有者 の名称	摘 要
			延 長	幅 員 (管径)	面 積			
			m	m	m ²			

(注) 従前の公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。

別紙 (2)

付替えに係る公共施設一覧表 (付替道路、水路を設置した場合)

従 前 の 公 共 施 設			付 替 え に 係 る 公 共 施 設			付 替 後 に お おける従前の 公共施設用 地の 帰 属	摘 要
名 称	新旧対照図に 付した番号		土 地 所 有 者 の 名 称	名 称	新旧対照図に 付した番号		
	番号	地積			番号	地積	

(注) 都市計画法40条第1項の規定により公共施設の付替えをする場合に記入すること。

記入上の留意点

- 1 開発区域の公共施設を廃止、拡幅又はそのまま存置する場合には、別紙(1) に記入すること。
- 2 その他の場合には、別紙(2)に記入し、「付替え後における従前の公共施設用地の帰属」欄には、開発行為の許可を受けた者を記入すること。また、「摘要」欄には「付替えに係る公共施設」の所有者を記入すること。

新設する公共施設一覧表

新設する公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	概要			管理者となるべき者の名称	摘要
		延長	幅員 (管径)	面積		
		m	m	m ²		

上記のとおり都市計画法第32条に規定する協議を了したことを証します。

年 月 日

(公共施設管理者)



- (注) 1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。
2 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入すること。
3 拡幅の場合は、従前の公共施設の番号、幅員等を摘要の欄に記入すること。

開 発 区 域 内 権 利 者 一 覧 表

物件の種類	所在及び地番	面 積	権利の種類別	権利者の氏名	同意の有無	摘 要
		m ²				

- (注)
- 1 物件の種類欄には、土地・建物等の種別を記入すること。
 - 2 権利の種類別欄には、所有権・抵当権等の別を記入すること。
 - 3 同意の有無欄には、その旨を記入し、協議中の場合はその経過を示す説明書を添えること。
 - 4 同一物件に複数の権利者がいる場合には、全ての権利者について記入すること。

開発行為の施行等の同意書

年 月 日

開発者 住所
氏名 様

権利者 住所
氏名
電話番号

印

わたくしが権利を有する次の物件について、開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

物件の種類	所在及び地番	面積 m ²	権利の種類	摘要

(注) 権利者の印に係る印鑑証明書を添付すること。

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

熱海市長 あて

設計者 住所
氏名

年 月 日生

電話番号

次のとおり都市計画法第 3 1 条に規定する設計者の資格について申告します。

学 歴	学校の名 称	学部及び学科	所 在 地		修 業 年 限
実 務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	職 名	在職期間（合計 年 月）	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
設 計 経 歴	事 業 主 体	工 事 施 行 者	施 行 場 所	面 積	許認可の番号 及び年月日
				m ²	第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
都市計画法施行規則第 1 9 条の該当資格			<input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ	

- (注)
- 1 学歴の欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記入すること。
 - 2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地開発に関する経歴のみを記入すること。
 - 3 都市計画法施行規則第 1 9 条に規定する資格を証する書類を添えること。
 - 4 開発区域の面積が 2 0 ha 以上の場合の設計経歴欄には、2 0 ha 以上の開発行為に関する工事の経歴を記入すること。

申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

熱海市長 あて

申請者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法第33条第1項第12号に規定する必要な資力及び信用について次のとおり申告します。

設立年月日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従業員数	人(うち土木建築関係技術者 人)					
前年度事業量	千円	資産総額	千円			
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税	千円	事業税	千円		
主たる取引金融機関						
役員略歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格・免許・学歴・その他	
			歳	年		
宅地造成経歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面積	許認可の年月日及び番	着工及び完了の年月
				m ²	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了

(注) 1 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記入し、当該免許証等の写しを添付すること。

2 次に掲げる書類を添えること。

- (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
- (2) 財務諸表（直前の事業年度のもの）

資 金 計 画 書

1 収支計画

（単位 千円）

	科 目	金 額
収 入	処 分 収 入	
	宅地処分収入	
	補 助 負 担 金	
	計	
支 出	用 地 費	
	工 事 費	
	(内訳)	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	給水施設工事費	
	防災工事費	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
計		

（注） 処分収入にあつては、単価及び積算の基礎を科目欄に（ ）書すること。付帯工事にあつては、工事の種別（緑化費等）を区分して、それぞれについて記入すること。

2 年度別資金計画

(単位 千円)

科目 \ 年度		年度	年度	年度	計
支	事業費				
	用地費				
	工事費				
	附帯工事				
	事務費				
	借入金利息				
出	借入金償還金				
	計				
収	自己資金				
	借入金				
	その他 (権利金、入会金等)				
	処分収入				
	宅地処分収入				
	その他処分収入				
入	補助費負担金				
	計				
借入金の借入先					

(注) 収入について、調達方法を裏づける書面（預金残高証明書、融資証明書等）を添付すること。

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

熱海市長 あて

申請者 住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名
電話番号
工事施行者 住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名
電話番号

都市計画法第33条第1項第13号に規定する必要な能力について次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計		
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税		千円	事業税	千円	
主たる取引金融機関						
建設業法第26条による主任技術者の住所及び氏名						
技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年 令	在社年数	資格・免許・学歴・その他	
			才	年		
宅 地 造 成 工 事 等 施 行 経 歴	注文主の氏名	元請・下請の別	工事施行場所	面 積	許認可年月日	完了年月
				m ²	年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月

- (注) 1 法令による登録等の欄には、建設業法による建設業の許可、建築士法による建築士事務所の登録等について記入し、当該許可証等の写しを添付すること。
- 2 次に掲げる書類を添えること。
- (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
 - (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、履歴書）

様 熱海市長	第 号 年 月 日 (印)	
都市計画法第29条の開発行為について（許可）		
年 月 日付けで申請のあった開発行為については、都市計画法第29条第 項の規定に基づき、下記により許可します。		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称、地番	
	2 開発行為の目的及び開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 その他必要な事項	
許可に付した条件		

1 審査請求

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県開発審査会に対してすることができます。（処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）

2 処分の取消しの訴え

上記1の審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熱海市を被告（訴訟においては熱海市長が被告の代表となります。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないとされていますが、①審査請求をした日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

工事完了届出書

年 月 日

熱海市長 あて

届出者 住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 印

氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を
自署する場合は、押印は不要であること。

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年
月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域又は
工区に含まれる地域の名称

※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

公共施設工事完了届出書

年 月 日

熱海市長 あて

届出者 住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 印

氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を
自署する場合は、押印は不要であること。

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事（許可番号 年
月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発
区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

開発行為に関する工事の完了検査結果書

許可番号	第 号	開発区域の 名 称	
許可年月日	年 月 日	着手 完了 年月日	年 月 日 着手 年 月 日 完了
開 発 者		検査年月日	年 月 日
設 計 者		検 査 員	
工事施行者		検査立会人	
検 査 結 果			
手直工事			
指示事項			
手直事項等の確認（再検査）			
手直工事（指示事項）完了 報告受付年月日	年 月 日		
確認方法及び確認年月日	確認方法 現場検査・写真・その他（ ） 確認年月日 年 月 日		
備 考			

手直工事（指示事項）完了報告書

年 月 日

熱海市長 あて

申請者 住 所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕 ①

電話番号

〔氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を
自署する場合は、押印は不要であること。〕

開発行為に関する 手直工事
指示事項 （許可番号 年 月 日 第 号）が

下記のとおり完了しましたので、開発行為等事務処理要領第 9 (3) の規定に基づき
報告します。

記

1 開発行為の場所

2 完了検査年月日 年 月 日

3 手直工事

4 指示事項

5 手直工事（指示事項）完了年月日 年 月 日

開発行為に関する工事の検査済証

第 年 月 日 号

熱海市長



下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第29条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名

公共施設に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

熱海市長



下記の公共施設に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第29条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 工事を完了した公共施設
が存する開発区域又は工区
に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設
- 4 許可を受けた者の
住所及び氏名

開発区域内における建築等制限解除審査表

申請日	年 月 日					
申請者の住所						
申請者の氏名						
開発行為の許可年月日、番号	年 月 日 第 号					
開発行為の目的						
開発区域に含まれる地域の名称						
建築制限の解除を申請する土地の区域						
図書	1 土地利用計画図		2 建築物等の位置図、配置図			
	3 棟別一覧表		4 建築物等の図面（平面、立面等）			
棟 別 概 要						
棟	用途	構造	規 模			備 考
			階 数	建築面積	延面積	
建築等の予定工期	着手 年 月 日 完了 年 月 日					
申請の理由						
建築等制限解除の適否の理由						

第 号
年 月 日

様

熱海市長



開発区域内における建築等の制限解除について

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、都市計画法第37条第1号の規定に基づき、下記のとおり建築等の制限を解除します。

記

- 1 開発行為の許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 建築等の制限を解除する土地の区域
- 4 予定建築物等の用途、規模、構造、棟数
- 5 解除に付した条件

当該開発区域（開発区域を工区に分けたときは当該工区）の工事を完了した旨の公告があるまでの間は、建築物等を使用してはならない。

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、熱海市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定を知った日の翌日から起算して6箇月以内に熱海市を被告として（訴訟において熱海市を代表するものは熱海市長となります。）、提起することができます。（決定を知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

熱海市長 あて

申請者 住所〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

印

電話番号

〔氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を
自署する場合は、押印は不要であること。〕

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年 月
日 第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 開発行為に関する工事を
廃止した年月日

年 月 日

2 開発行為に関する工事の
廃止に係る地域の名称

3 開発行為に関する工事の
廃止に係る地域の面積

4 工事の廃止の理由

様式第31号（要領第13関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

開発行為工事廃止届受理審査表

申請日	年 月 日			
届出者の住所				
届出者の氏名				
開発行為の許可年月日、番号	年 月 日 第 号			
開発区域に含まれる地域の名称				
添 付 図 書	項 目	有無	項 目	有無
	1 開発区域位置図		4 防災工事計画書	
	2 現況図		5 現況写真	
	3 公共施設機能回復計画書		6 工事施行写真	
棟 別 概 要				
工事着手年月日	年 月 日 ・ 未着手			
工事廃止年月日	年 月 日			
現地確認年月日	年 月 日 ・ 現地確認不要			
工事廃止の理由				
公共施設機能回復措置の内容及びその適否				
防災措置の内容及びその適否				

様式第32号（要領第13関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

熱海市長



開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理について

年 月 日付で届出のあった都市計画法第38条の規定に基づく開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）の廃止の届出書を受理したので通知します。

開発行為変更協議書

年 月 日

熱海市長 あて

申請者 住所〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

印

電話番号

〔氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を
自署する場合は、押印は不要であること。〕

次のとおり開発行為に関する設計を変更したいので、開発行為等事務処理要領14(6)の規定により協議します。

変更に係る事項	
変更の理由	
開発許可の許可番号	年 月 日 第 号

(注) 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第34号の3（要領第14関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

熱海市長

開発行為の設計の変更に関する協議について（通知）

年 月 日付けで提出があった開発行為変更協議書について、協議が終了した旨通知します。

なお、都市計画法施行規則第29条の工事完了届若しくは公共施設工事完了届出書又は同法施行規則第5条の5の開発区域内における建築等制限解除申請書を提出する前に、同法第35条の2第1項の規定による許可を受けなければならない旨、申し添えます。

第 号
年 月 日

様

熱海市長



開発行為の変更について（許可）

年 月 日付けで申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第35条の2第1項の規定に基づき、下記により許可します。

区 分		変 更 前	変 更 後
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開発区域に含まれる 地 域 の 名 称		
	開 発 区 域 の 面 積	平方メートル	平方メートル
	予定建築物等の用途		
	工事施行者住所氏名		
	その他必要な事項		

許可に付した条件

1 審査請求

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県開発審査会に対してすることができます。（処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）

2 処分の取消しの訴え

上記1の審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熱海市を被告（訴訟においては熱海市長が被告の代表となります。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないとされていますが、①審査請求をした日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日
年 月 日

様

熱海市長



開発区域内における建築等の許可について

年 月 日付けをもって申請のあったこのことについては、
都市計画法第41条第2項ただし書
の規定により、下記のとおり許可します。
都市計画法第42条第1項ただし書

記

- 1 開発行為の許可年月日及び番号
- 2 建築等をしようとする場所
- 3 建築物等の用途、規模、構造、棟数
- 4 許可の条件

1 審査請求

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県開発審査会に対してすることができます。（処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）

2 処分の取消しの訴え

上記1の審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熱海市を被告（訴訟においては熱海市長が被告の代表となります。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないとされていますが、①審査請求をした日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 号
日

様

熱海市長



地位の承継の承認について

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、都市計画法第45条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

- 1 開発行為の許可年月日及び番号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 被承継人の住所及び氏名
- 4 自己の居住の用に供するもの、
自己の業務の用に供するもの、
その他のものの別
- 5 承継年月日
- 6 承認に付した条件

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、熱海市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定を知った日の翌日から起算して6箇月以内に熱海市を被告として（訴訟において熱海市を代表するものは熱海市長となります。）、提起することができます。（決定を知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

様式第46号（要領第19関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

開 発 登 録 簿

市町村名	熱海市		
------	-----	--	--

当 初 許 可	許 可 番 号	第 号	承 継 承 認 番 号	第 号	
	許 可 年 月 日	年 月 日	承 継 承 認 年 月 日	年 月 日	
	許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名		承 継 人 の 住 所 及 び 氏 名		
	工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名		区 域 等 地 域	区 域 区 分 が 定 め ら れ て い な い 都 市 計 画 区 域 用 途 地 域 ()	
	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 及 び 面 積	面 積 m ²			
可	予 定 建 築 物 等 の 用 途	工 区	位 置	工 区 面 積 m ²	変 更 工 区 面 積 m ²
	法 第 4 1 条 の 規 定 に よ る 制 限 の 内 容				
	工 事 予 定 期 間				
変 更 許 可	許 可 番 号	第 号	第 号	第 号	
	許 可 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
建 築 制 限 解 除	変 更 の 内 容				
	許 可 番 号	第 号	第 号	第 号	
	許 可 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
工 事 完 了 検 査	建 物 概 要				
	検 査 済 証 番 号	第 号	第 号	第 号	
	検 査 済 証 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	完 了 公 告 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
備 考	摘 要				

農林漁業を営む者であることの証明書

氏名	年齢（ ）
住所	
開発行為又は建築しようとする場所の所在、地番	

上記の者は、_____業を営む者であることを証明します。

年 月 日

印

工 事 着 手 届

年 月 日

熱海市長 あて

届出者 住 所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏 名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 印

氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を
自署する場合は、押印は不要であること。

開発行為の工事に着手しますので、熱海市都市計画法施行細則第3条の規定により届け出ます。

許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
工 事 着 手 年 月 日 完 了 予 定	年 月 日 着 手 年 月 日 完 了 予 定
工 事 施 行 者	氏 名 住 所 連 絡 場 所 電話番号
現 場 管 理 者	氏 名 住 所 連 絡 場 所 電話番号

開 発 行 為 変 更 届

年 月 日

熱海市長 あて

申請者 住 所〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕

氏 名〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

印

〔氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を
自署する場合は、押印は不要であること。〕

次のとおり開発行為の変更をしたので、都市計画法第35条の2第3項の規定により
届け出ます。

変 更 に 係 る 事 項	
変 更 の 理 由	
開 発 許 可 の 許 可 番 号	年 月 日 第 号

（注）変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発区域内における建築等制限解除申請書

年 月 日

熱海市長 あて

申請者 住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

電話番号

印

〔氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要であること。〕

都市計画法第37条第1号の規定により、開発区域内の土地における建築等の制限解除を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
建築等の制限解除を申請する土地の区域	
予定建築物等の用途、構造	
申請の理由	

添付書類

- 1 申請地位置図……S = 1 / 1, 000以上の開発許可を受けた土地利用計画図に敷地の位置を赤線で囲み表示すること。
- 2 予定建築物位置図、平面図、立面図……S = 1 / 100程度、別途建築確認申請と同一のもの
- 3 現況写真……手札判程度の大きさのもの

安全上の措置に関する計画書

年 月 日

熱海市長 あて

申請者 住所〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

印

〔氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を
自署する場合は、押印は不要であること。〕

次のとおり安全上の措置に関する計画書を作成したので、提出します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
開発行為に関する工事の 施行状況	
安全上の措置に関する 計画の内容	

添付書類

- 1 開発行為に関する工事の施行状況を示す図面
- 2 安全上の措置に関する計画の内容を示す図面

制限区域内における建築の許可申請書

年 月 日

熱海市長 あて

申請者 住所〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

印

〔氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を
自署する場合は、押印は不要であること。〕

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、建築の許可を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の氏名又は名称	
制限を受けた内容	
建築物の構造等 （用途、規模、棟数）	
申請の理由	

予定建築物等以外の建築等の許可申請書

年 月 日

熱海市長

あて

申請者 住所〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

印

電話番号

〔氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を
自署する場合は、押印は不要であること。〕

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等以外の建築等の許可を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の氏名又は名称	
予定建築物等の用途	
予定建築物等以外の建築物等の用途又は用途変更しようとする建築物等の用途	
申請の理由	

地 位 の 承 継 届

年 月 日

熱海市長 あて

申請者 住 所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]

氏 名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名]

電話番号

印

[氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を
自署する場合は、押印は不要であること。]

都市計画法第44条の規定により、許可に基づく地位を承継しましたので、届け出ます。

開発行為等許可年月日番号	年 月 日 第 号
許可に係る地域の名称	
被承継人の 住 所 氏 名	
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	

添付書類 開発行為に関する工事の権原を取得した事実を証する書類

地位の承継の承認申請書

年 月 日

熱海市長 あて

申請者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

(印)

(氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要であること。)

都市計画法第 45 条の規定により、許可に基づく地位の承継の承認を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
被承継人の住所 氏名	
承継の理由	
権原を取得した年月日	年 月 日

添付書類 開発行為に関する工事の権原の取得を証する書類

開発登録簿謄本交付申請書

平成 年 月 日

熱海市長 あて

申請者 住 所 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地

氏 名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

印

電話番号

〔氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を
自署する場合は、押印は不要であること。〕

都市計画法第47条第5項の規定により、開発登録簿謄本の交付を申請します。

開発許可を受けた者の氏名	
開 発 区 域 の 名 称	熱海市
謄本の枚数及び種類	枚 ① 登録簿 ② 土地利用計画図 ③ 位置図
使 用 の 目 的	調査・売買・鑑定・その他()

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

年 月 日

熱海市長 あて

申請者 住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

Ⓜ

電話番号

氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を
自署する場合は、押印は不要であること。

都市計画法施行規則第60条の規定により、次のとおり建築物等が都市計画法の規定に適合している旨の証明を申請します。

建築しようとする場所		
区域区分	区域区分が定められていない都市計画区域	
用途地域		
建築物等の用途		
都市計画法上の許可を要さない場合にはその該当条項及び内容	該当条項号	
	内容	
都市計画法上の許可を受けている場合にはその該当条項、許可の年月日及び番号並びに許可を受けた者の氏名又は名称	該当条項	
	許可の年月日及び番号	
	許可を受けた者の氏名又は名称	

※上記のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。

年 月 日 第 号

熱海市長

Ⓜ

- (注) 1 ※印の部分には、記入しないこと。
2 農林漁業者の場合は、その旨の証明書を添付すること。